

事務事業評価表 平成24年度

政策 安全で快適な都市生活の充実  
 施策 市街地整備の充実  
 基本事業 江別の顔づくり

事業名 **江別の顔づくり事業 (野幌駅周辺土地区画整理事業)**

[0310]

部名	建設部	事業開始年度	平成7年度	実施計画事業認定	対象
課名	顔づくり推進室 都心開発課	事業終了年度	平成36年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	(誰、何に対して事業を行うのか) ・土地区画整理事業施行地区 ・土地所有者及び関係権利者
意図	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) ・鉄道高架と併せ、土地区画整理事業により南北一体化した市街地整備を図る。 ・土地区画整理事業により宅地を再編し土地の利用増進を図る。
手段	(事務事業の内容、やり方、手段) ・土地区画整理事業により公共施設等を整備するとともに、宅地の利用増進を図る。 ・平成18年度事業着手以降、減価補償用地の取得等を経て、20年度より建物等物件移転及び道路等公共施設整備を行う

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度当初
対象指標1	施行地区	ha	10.6	10.6	10.6	10.6
対象指標2	地区内の土地所有者等関係権利者数	名	145	144	144	142
活動指標1	説明会等回数	回	278	381	216	70
活動指標2						
成果指標1	区画整理計画達成率	%	3	3	5	13
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	152,967	122,115	397,218	904,878
正職員人件費 (B)		千円	74,682	72,540	72,234	72,837
<b>総事業費 (A) + (B)</b>		<b>千円</b>	<b>227,649</b>	<b>194,655</b>	<b>469,452</b>	<b>977,715</b>

費用内訳	
23年度	報酬 1,890千円、旅費 177千円、需用費 1,088千円、役務費 162千円、委託料 52,702千円、使用料及び賃借料 1,338千円、工事請負費 58,158千円、備品購入費 699千円、負担金 補助及び交付金 19,334千円、補償、補填及び賠償金 261,670千円

## 事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	江別の顔づくり事業は、市長公約新総合計画「15万人都市プラン」の政策基軸に位置付けられ、平成7年度より都心地区整備計画の検討を開始した。	事業を取り巻く環境変化 「江別の顔づくり事業」は、市の行財政改革と整合を図り市の身の丈（財政計画）にあった事業規模として、高い事業効果が求められている。第5次江別市総合計画基本計画（H16～）においても、「江別の顔づくり事業」は、都心地区を整備し市街地の整備充実を図り快適な都心（中心市街地）の形成を目指している。 これまでの関係機関協議や住民意見等を踏まえてまとめた計画概要及び事業内容を「都心地区整備基本計画」として策定し、平成17年6月に公表した。平成18年6月に都市計画決定、11月に事業計画決定を行い事業に着手した。 また、平成18年11月より江別の顔づくり事業の基幹事業であるJR函館本線連続立体交差事業（北海道旅行）が着手した。
--------	--	--

## 23年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・根拠は？

土地の高度利用による商業・業務の集積や、市民のくつろぎ空間の創出を図り駅前広場、都市計画道路等の公共施設の整備改善を行うことを目的とする。野幌駅周辺の土地区画整理事業（市施行）は、区画整理法上の減価補償地区であることから、都市計画事業として市施行で行うことが妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・根拠は？

江別市の都心づくりを実現すべく、鉄道高架と併せ土地区画整理事業により公共施設の整備改善を行い都市の再生・再構築を図る。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・根拠は？

24年度以降の道路整備の前提となる建物移転について、一部の仮換地協議や補償協議が整わなかったため遅延が生じている。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・根拠は？

道路等整備の進捗率を迅速に向上させるためには、円滑な建物移転が不可欠である。しかし、多数の権利者（商業者、建物所有者、借家人など）相互の調整を経ながら移転への同意を得ていくためには、各権利者が生活再建を十分に検討できる時間的猶予も必要であり、また事業工程も非常に複雑であることなどから、一概に成果の向上を図ることは困難である。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・根拠は？

予算については、事業内容を精査し必要最小限の事業規模とした。所要時間については、上記(4)と同様の理由により、事業期間の短縮は容易ではないが、今後事業工程の見直しにより所要時間短縮に繋がるよう検討を行っていく。